



鳥取県公報

平成18年6月30日(金)
号外第106号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (67) (職員課) 1

———公布された規則のあらまし———

職員の職の設置等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織の再編整備に伴い、職の設置について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に総括検査専門員、事務局次長、館長補佐及び教務主幹を、事務吏員をもって充てる職に専門指導員を、技術吏員をもって充てる職に専技主幹、普及主幹、交換手及び検査助手を設ける。

(2) 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職のうち局長補佐を、事務吏員をもって充てる職のうち事務部長を、技術吏員をもって充てる職のうち看護部長を廃止する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は平成18年7月1日とし、(1)の一部及びイは同年4月1日から適用する。

イ 現業職員の給与に関する規則について所要の改正を行う。

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第67号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1）事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・市場開拓監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）・副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・検査監・総括検査専門員・検査専門員・用地専門員・主任教授・民芸振興官・事務局次長・課長補佐・室長補佐・館長補佐・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・教務主幹・主計員・係長・企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・小作主事・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員</p> <p>（2）事務吏員をもって充てる職 寮長・副出納長・税務専門員・事務次長・税務主幹・専門員・専門指導員・広報企画員・文化財主事・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・守衛長・副守衛長・守衛・現業主事・寮母・寮父・介助員</p> <p>（3）技術吏員をもって充てる職 院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・センター長・統括研究員・医長・副医長・看護部長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・専技主幹・普及主幹・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・船長・機関長・機械技師・電気技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1）事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・市場開拓監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）・副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・検査監・検査専門員・用地専門員・主任教授・民芸振興官・課長補佐・室長補佐・局長補佐・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・主計員・係長・企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・小作主事・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員</p> <p>（2）事務吏員をもって充てる職 事務部長・寮長・副出納長・税務専門員・事務次長・税務主幹・専門員・広報企画員・文化財主事・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・守衛長・副守衛長・守衛・現業主事・寮母・寮父・介助員</p> <p>（3）技術吏員をもって充てる職 院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・センター長・統括研究員・医長・副医長・看護部長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・船長・機関長・機械技師・電気技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓</p>

業訓練指導員・農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・副車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・検査助手

練指導員・農林技師・改良普及員・普及指導員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・林業普及指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・水産業普及指導員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・副車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年7月1日から施行し、改正後の職員の職の設置等に関する規則別表第1号中総括検査専門員及び館長補佐に係る規定、同表第2号中専門指導員に係る規定並びに同表第3号中交換手及び検査助手に係る規定並びに次項による改正後の現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の規定は、同年4月1日から適用する。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

- 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条、第3条関係） 級 別 職 務 分 類 表		別表第2（第2条、第3条関係） 級 別 職 務 分 類 表	
職務の級	職 務	職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、 <u>守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務</u>	1 級	自動車整備士、運転士、 <u>守衛、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は介助員の職務</u>
2 級	相当困難な業務を行う自動車整備士、運転士、 <u>守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務</u>	2 級	相当困難な業務を行う自動車整備士、運転士、 <u>守衛、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は介助員の職務</u>
略		略	

